

平成 28 年 6 月 23 日

第 65 回

境港市都市計画審議会会議録

第 65 回 境港市都市計画審議会会議録

1. 議事日程 平成 28 年 6 月 23 日（木）午後 3 時 30 分
2. 議事内容 議案第 1 号 米子境港都市計画市場の変更（境港市決定）について
3. 出席者 (1) 審議会委員
出席者（15 名）
足立 統一郎
足立 收平
小椋 弘佳
門脇 美保
米村 一三
濱田 佳尚
築谷 敏雄
足田 法行
實光 則夫 （国土交通省 日野川河川事務所長代理）
細羽 正 （境港管理組合 事務局長）
細本 誠 （境港水産事務所長）
古都 憲孝 （鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長代理）
小西 耕一 （鳥取県西部総合事務所 農林局長代理）
中本 勝 （境港市自治連合会 副会長）
足立 晋哉 （境港市農業委員会 会長）

(2) 説明のために出席した者（事務局）
境港市建設部長 下坂 鉄雄
都市整備課長 柏木 雅昭
都市整備課課長補佐 遠藤 彰
都市整備課係長 木下 厚志

午後 3 時 30 分 開会

都市整備課長 : ただいまより、第 65 回境港市都市計画審議会を開催いたします。
本日の審議会は、4 月に委員の改選後、初めての審議会でございますので、会長が決定するまでの間進行役を務めさせていただきます。
本日の出席委員数は 15 名全員となっておりますので、本日の審議会が成立していることを報告します。
開会にあたりまして、市長がご挨拶いたします。

市長 : (挨拶)

都市整備課長 : それでは、ここで委員のご紹介をさせていただきます。
(委員紹介・各委員挨拶)

都市整備課長 : それでは、日程 4 の会長の選出に移ります。都市計画審議会条例第 5 条の規定により、会長は学識経験者委員の中から定めるとあります。いかがいたしましょうか。

足立收平委員 : 委員の互選でどうでしょうか。
(異議なし)

都市整備課長 : それでは、ご推挙等ございますか。

足立收平委員 : 足立統一郎委員にお願いしたらいかがでしょうか。

都市整備課長 : 足立統一郎委員を推薦される声がありました。いかがでしょうか。
(異議なし)

都市整備課長 : それでは、新会長の足立統一郎委員には、就任のご挨拶と引き続き議事進行をお願いいたします。

会長 : (挨拶)

日程に従い、会長職務代理者を足立收平委員、会議録の署名委員を門脇美保委員と米村一三委員にお願いしたいと思います。

それでは、日程 8 の諮問に入らせていただきます。市から諮問をいただきます。

市長 : (諮問文 朗読)

都市整備課長 : 審議に入る前に、市長は一旦退席をさせていただきます。
(市長退席)

会 長 : それでは、審議に入ります。第 1 号議案について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : (遠藤課長補佐が第 1 号議案について説明)

今回の議案は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の建替えと、水産物直売センターの有効活用を図ることを主な目的として、都市計画市場の区域の見直しを行うものです。

平成 25 年 3 月に、さかいみなと漁港・市場活性化協議会において、境港市の漁港や市場の課題を明らかにし、将来に向けたあるべき姿、具体的な施策を示した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」が策定され、このビジョンに基づき、老朽化や耐震強度が不足している上屋の建替えや、高度衛生管理型市場への転換が行われることになりました。

この施設整備に対応するため、市場に新設される予定の陸送上屋用地を市場区域に加え、上屋が撤去され市場として使用されなくなる監視員詰所のある区画を市場区域から除外します。

また、水産物直売センターのある区画については、県から民間業者に売却されたことに伴い、利用者ニーズや、食育・魚食普及活動などに迅速・柔軟に対応できるよう、市場区域から除外することとしました。

これにより市場区域は現在の 98,500 m²から 8,000 m²を減じ、90,500 m²に変更となります。

なお、市場の建替えの主な内容としては、1 号、2 号上屋は解体され、1 号、2 号上屋と陸送上屋が 1 つの建物として新築されます。3 号、4 号、5 号上屋は耐震化や防鳥のための改修が行われ、5 号上屋にはかにかご上屋が増築されます。活魚上屋は解体され、6 号上屋が新築されます。

今回の市場建替えの目的の一つである高度衛生型市場につきましては、外部車両の進入防止や、手洗い場、足洗い場の設置による雑菌や排気ガスなどの異物混入対策、開閉式の防鳥ネットの設置や止まり木になりにくい構造とすることによる防鳥対策、軒の深い庇屋根の設置やライトと自然採光との両立化などの日射防護対策、閉鎖型の上屋を自然換気構造とすることなどが考えられています。

なお、本審議会に先立ち、境港管理組合、境港水産事務所、県水産

課、県営繕課、県空港港湾課、県技術企画課への関係機関協議を行い、今回の計画内容に、いずれも異存なしとの回答を得ています。

また、変更案につきましては、平成28年5月31日から6月14日までの間、縦覧に供したところ、1名の縦覧がありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

会 長 : ただ今説明のあった第1号議案について、ご意見やご質問はございますか。今後の境漁港の命運を担う大きな変革ですので、皆様のご意見をお願いします。

築谷委員 : 縦覧1名ということですが、どのような意見がありましたでしょうか。

事務局 : 縦覧した内容は、議案の綴りと同じもので、計画書と図面が2枚になります。縦覧に対して意見の提出はありませんでした。

築谷委員 : このような大事業であり、これからの境港にとって大事なこと、市場、上屋を作るわけですので、水産関係だけでなく、いろいろな市民からも意見を聴いて欲しいと思いました。

足田委員 : 直売センターが外されて移転されるということで、皆さん同意されて入られる予定でしょうか。

事務局 : 直売センターは、今の場所で営業を続けることになっていますが、平成26年に県から民間に売却され、建て替えについては、購入から2年後にプロジェクトを立ち上げ、5年後に竣工を目指すと聞いております。

小椋委員 : 直売センターが市場区域から外れるということになると、増改築など、その利用、用途については、どのようなことが可能になりますか。

事務局 : 用途については現状とそれほど変わりません。従来は市場の施設と関連のある建物かどうかによって許可が出ていたが、市場の施設がどのようなものかというきちんとした定義がありませんでしたので、実際には風営法に関わるものでなければ大抵のものが認められていました。今回、市場区域から外れても、ほぼ変わりませんが、市場機能に合致するかどうかの確認に時間を要していましたので、民間事業者の自由な発想でスムーズに進めるために区域から外しています。

- 小 椋 委 員 : 住民の方の意見をくみ取っていただきたいと思います。
- 米 村 委 員 : 直売センターを区域から外すことのメリットとして、運用や運営に自由度が広がるということだったと思いますが、逆にデメリットはどのようなことがありますでしょうか
- 事 務 局 : デメリットについては特にはないものと考えています。
鳥取県と事業所の契約の中には、5年間は活性化ビジョンに沿った用途に供することが盛り込まれており、また、風営法に関することに使用された場合には契約を解除することも盛り込まれています。
- 足立収平委員 : 市場区域では手続きに手間がかかっていた。民間が運営されているので、手続きを素早くするために提案されたと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。
- 事 務 局 : そのとおりです。
- 濱 田 委 員 : 完成イメージ図を見ると、りっぱなもので期待しています。長く愛される市場になってほしいと思いますが、最近では熊本で震度7の地震がありました。
今までよりもさらに強化された耐震化が行われると思いますが、そのような話はありませんでしょうか。
- 事 務 局 : 当然のことながら、耐震化対策がとられた建物が新築されることになっています。
- 濱 田 委 員 : 最近、津波ハザードマップが作成されましたが、市場のあるところはほとんどが浸水の可能性があるということで、ここで働いている方々やお客さんが避難する場所が足りていないということですが、建物ができることで解消されるものでしょうか。
- 事 務 局 : 市場の2階駐車場については、津波の想定が約3mであるのに対し、7m以上とするよう設定されておりますので、一時的な避難場所として活用することが可能になっています。
- 会 長 : 想定外のことは無しということですね。
- 事 務 局 : 設計上は津波を想定してあります。
- 足立収平委員 : 地理的にこの辺りは3mが最高と想定されています。最近では想定外ということも言われていますが、実際には湾が広くリアス式とは異なります。

- 会 長 : 3mというのは、いつごろ想定されたものでしょうか。
- 米 村 委 員 : 議会のほうに説明がありましたが、鳥取県が予測を立てて、この辺りはその程度だったと記憶しています。
- 足 田 委 員 : この辺りは埋め立て地なので液状化が心配されますが、最新の地盤改良などを取り入れているのでしょうか。
- 細 本 委 員 : 現在、実施設計を行っておりますが、平成 12 年の鳥取西部地震のとき、かなり液状化がありましたので、液状化対策の工事も取り入れて設計していると聞いています。
- 事 務 局 : 基本設計の段階でも杭打ちなどが検討されていきました。
- 足立收平委員 : 周囲を固める工法も行いますので、液状化対策はかなり考えてやっているようです。
- 足 田 委 員 : 観光面で利用することについてはどうでしょうか。
- 細 本 委 員 : 新築される 2 号上屋の 2 階部分には事務所を設ける予定ですが、併せて、現在も市場見学者が年間 2,000 人以上来場されていますので、こういった方に親しんでいただく市場として、2 階部分に展示施設やお魚学習室、魚のさばき方など料理の体験できる調理実習室を設けるとともに、上から場内を見渡せる中二階のフロアを設ける、あるいは岸壁を展望できる機能を持たせて観光も一緒にできる施設にしたいと考えています。
- 足立晋哉委員 : 市場は県が建てられるということですが、いつごろ建てられますか。
- 細 本 委 員 : 境港の市場は県営市場であり、県が管理することになっていますので、県が実施主体となって整備しています。
現在、工事に着手しておりまして、平成 35 年完成を目指して工事を進めているところです。
- 中 本 委 員 : 先ほどの液状化についてですが、恐らくこの辺りは地盤が深いので、浮き杭のようになってしまうのではないのでしょうか。ライフラインが駄目になってしまう可能性があります。
上部は構造計算ができ耐震対策ができますが、下の方の地盤がしっかりしないとたいへんなことになってしまいます。
- 会 長 : 完成すると一般の人が近づけないようですが、どうでしょうか。

足立收平委員： 建物の1階は、高度衛生管理のため一般の人は入れませんが、上から見学できるコースがありますので、2階からよく見えるようになります。

細本委員： 今の時期はマグロが水揚げされていますので、観光客、一般の方もマグロの水揚げの様子が見たいという要望があります。

1号上屋の中二階の展望スペースでマグロが並んでいる様子も見られるようになります。高度衛生管理型施設ということで一般の方は土足で入れないように変わってきますので、その分、2階から場内を見学できる設備を充実させていきたいと思っています。

門脇委員： 面積が変わるということですが、変更後の処理能力はどうなりますでしょうか。

事務局： 基本的に処理能力に異動はありません。

従来は処理能力を記載していましたが、変更では必要ないと判断して削除しました。

門脇委員： 市場に入ってくる車両数が増えたり、これまでより大きな車が入ってきたりするようになるのでしょうか。

近くに保育園があるので、そこの交差点がメインのルートになるのではないかと気になっている。

事務局： 市場の建替えは取扱量の増加を見込んだものですので、当然トラックの行き来は増えることになると考えていますが、具体的にどれくらい増加するかは、現時点ではわかりません。

築谷議員： 建物、周辺道路護岸の整備になると思いますが、護岸も整備されますか。

細本委員： 現状の岸壁の深さは6mですが、ここだけ4.5mになっていますので、6mに深くして旋網の運搬船が荷揚げできるようにする予定です。

このため旋網の水揚げに合わせて、新しく6号上屋を整備する予定です。岸壁の耐震化につきましては、2号上屋の前の岸壁を耐震岸壁に変更することにしています。

ここは、2階に卸業者の詰所、県の事務所、市場管理の事務所が集約するというので、岸壁を耐震化して災害が発生した時でも機能が維持できるよう考えています。

会 長 : 水深を 6mに深くするというのですが、掘った泥はどこに捨てるのでしょうか。

細 本 委 員 : 泥の捨て場所については検討中と聞いていますが、まずは 6mまで深くできるよう岸壁工事を行い、泥を取り除く浚渫作業をしていくという順番となります。

事 務 局 : 先ほど、津波の 3mというのはいつ頃のものかという質問がありましたが、これは平成 23 年度に設置された鳥取県津波対策検討委員会で設定した数値で、平成 24 年度の市のハザードマップに反映しておりますが、これが 3.23mとなっています。

米 村 委 員 : ビッグプロジェクトになりますので、たいへん期待しています。できるだけ早い完成を目指していただきたいと思います。

小 椋 委 員 : 屋上の駐車場は一般の方が使われる駐車場でしょうか。

細 本 委 員 : 屋上駐車場は 240 台くらい駐車できますが、現状、2 号上屋で早朝セリが行われている時に 200 台以上の車が駐車しています。

荷物を運ぶ車と普通乗用車を分けないと搬出に支障が出るため、屋上駐車場を整備する計画にしています。

一般の人も屋上から 2 号上屋に入れるようにしていますが、直売センターに買い物に来られたお客さんが、直接、2 号上屋の玄関からエレベーターで 2 階に上がっていただいて、市場を見学していただくというルートに期待しています。

足立收平委員 : 東側を面積から外すというのはどういう理由でしょうか。

細 本 委 員 : 今はこの部分に上屋が出っ張って整備されていますが、今回、国の補助を受けて市場を整備することにしておりまして、補助金を受けるためには施設を漁港区域の中で整備する原則があり、市場整備を漁港区域内で整備することとしましたので、漁港区域から外れるこのエリアは取り壊して、若干長さは短くなりますが、その分、幅を持たせるという機能でカバーすることと併せて、陸送上屋と 1 号上屋、2 号上屋を繋げることで、荷物が多くても、他の上屋に荷物を広げて臨機応変に使えるような形を考えています。

足立收平委員：ターミナルが竹内に移るということになれば、この区域が空いてくると思います。

漁業者から岸壁が短いと聞いたことがあります。

区域を広げるということは別問題ですが、そういう可能性はあるのでしょうか。

細本委員：新しい市場になれば岸壁も狭くなるので、実際、広い岸壁がほしいという要望は現場の方でいただいています。

岸壁等を工事すれば荷揚げをする場所も狭くなり、工事期間中は岸壁が足りない状況が発生するので、旋網運搬船が2隻付けられるように仮の工事をして、工事期間中も荷揚げができるよう管理組合にお願いをして了解をいただきました。

D B S が移転した時には、この区域にも漁船を付けたいというニーズが水産関係者からありましたが、将来の話であり、引き続き慎重に港湾管理者と協議していきたいと思います。

細羽委員：港湾サイドから補足しますと、D B S は現在漁港区域に仮設のターミナルを作って活用しています。竹内南ができた後は、D B S は竹内南に移転しますが、今の場所に仮設とはいえお金のかかったターミナルがありますので、それをどう活用するかという課題が残っています。

そこが完全に空いて漁船の利用に供することができるかについては、いろいろな利用者がいますので、調整のうえで、なるべく漁業者の方に協力できるようにしたいと考えていますが、まだ不透明なところがありますので、この3、4年の間に整理をしたいと考えています。

足田委員：高度衛生管理になると魚に付加価値がついて、境港の魚がさらに有名になると思われませんが、全国的にはどの程度取り組まれているのでしょうか。

細本委員：境港は特定第3種漁港ということで、国が指定する重要漁港、沖合漁業の中核拠点漁港として取り組まれています、これは全国に13漁港ございます。

現在、境港で取り組んでいる高度衛生管理型市場、漁港市場整備というのが、全国13漁港すべてで取り組む計画で進めておりますし、既に完成した石巻漁港とか、一部完成した漁港としては銚子漁港などもある状況であります。

老朽化した状態で引き続き使っていくのか新しい市場にしていくのかということ、活性化協議会の中で議論した際に、高度衛生管理に取り組んでいかないと、境港の市場が他の港から取り残されてしまうという意見が市場関係者からございました。

実際、全国で高度衛生化に取り組んでいる状況ですので、他の市場に負けない競争力のある市場を作っていくためには、高度衛生管理型市場に向かわないといけないということで、今回、整備に着手しているところなんです。

足田委員：全国的に早い方なんでしょうね。

細本委員：実は、この事業を実施するにあたって、高度衛生管理基本計画を策定しないといけません、この計画を策定したのが平成26年9月でございました。それまでに8漁港だったと思いますが、計画を策定していたという状況でございまして、どちらかといえば、少し遅れているというのが現状です。

こういうこともあって、市場関係者の方からも、使いながらの整備ということになりますので、早く工事を完成してほしいという要望をいただいております、なんとかそれに向かっていきたいと考えています。

築谷委員：こういった施設ができあがって、滞りなく流れるようにするためには、周辺道路の整備が不可欠だと思います。

それには米子道からのアクセス、高速化についてずっと要望しています。

門脇委員：市場のエリアは、これまで台風などで冠水被害にあったことがあるのでしょうか。

細本委員：市場が冠水したということは聞いたことがありません。

ただし、市場から少し外れたところに漁船が泊まっている岸壁がありますが、ここは高潮で海水が上がったという事例があったと聞いています。

それについては、昨年道路工事を行い、冠水しないよう整備されたので、もう大丈夫ではないかと考えています。

- 会 長 : その他、ご意見などありませんか。
ないようでしたら、本議案について、市の諮問通り承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)
- 会 長 : 答申案につきましては、日程 10 意見聴取の終了後に確認をいただきたいと思ひます。
それでは、意見聴取について事務局より説明いただきます。
- 事 務 局 : 提案でございますが、この後、意見聴取ということで議題があるところですが、市長の後の日程が詰まっておりますので、ここで一旦答申をいただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。
- 会 長 : わかりました。
- 事 務 局 : それでは答申の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。
(事務局が答申文(案)を委員に配布)
- 会 長 : お配りした答申文のとおり、答申してよろしいでしょうか。
(異議なし)
(市長入室)
- 会 長 : それでは、答申いたします。
(会長が答申文 朗読)
(会長が答申文を市長に手渡す)
- 市 長 : ありがとうございます。この答申の趣旨に対して、しっかりと対応させていただきたいと思ひます。
- 都市整備課長 : 市長は所要のため退席をさせていただきます。
(市長退席)
- 事 務 局 : 意見聴取に入らせていただいでよろしいでしょうか。
- 会 長 : はい。
- 事 務 局 : (遠藤課長補佐が意見聴取について説明)
市街化調整区域内において空店舗の用途変更を可能とする区域を設定することについて、審議会委員の皆さんにご意見をいただきたいと思ひております。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、市街化を促進する建物の建築などには制限があります。

しかし、地域に居住する人が利用するための日常利便施設などの建築は認められていますので、日常利便施設として建築された店舗等が使用されなくなり、用途変更が困難であるため活用されないまま放置され、周囲の景観を損ねる可能性があります。

都市計画法 34 条 12 号により、市街化を促進する恐れがなく、都道府県条例で区域や目的、用途などが定められたものについては、開発許可が可能となっており、平成 28 年 1 月に「鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」の改正が行われ、第 5 条に「幹線道路沿いの区域であって、市町村長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて告示する区域」において「空店舗の用途を変更して有効利用すること」の項目が追加されました。

これによって、国道、県道又は平日 12 時間の交通量が 1 万台以上の道路といった幹線道路沿いで、県知事に申出を行い、鳥取県開発審査会の意見を基に告示された区域において、建築後 5 年以上使用され、その後、利用されなくなつて 1 年以上が経過した空店舗等について、定められた業種に用途変更が可能となります。

今回の申出に係る区域については、境港マリーナホテル南の麦垣町から、佐斐神町の空港入口交差点前までの延長 930m の区間の国道 431 号西側の区域を考えています。

区域を選定した理由としましては、鳥取県景観計画の中で、県土の景観形成上、特に重要なものとして景観形成重点区域が定められており、この中の弓ヶ浜景観形成区域として、新屋上ノ川から米子市との境界までの国道 431 号沿いの区域が指定されています。

この区域の景観を保全することを考えれば、放置された空店舗が周辺の景観を損ねることがないように、有効活用を促す必要がありますので、景観形成重点区域のうち、住宅などが連担している佐斐神町空港入口交差点から北側の区間の国道 431 号沿いの区域を指定したいと思いますが、景観形成区域の北端の北側の市街化区域との間に 200m の区間が取り残されることとなりますので、周辺との整合を取るため、この区域も含めた延長 930m について県条例に規定する幹線道路沿いの区域として県知事に申出を行いたいと考えます。

- 会 長 : ご意見やご質問はございますか。
- 米 村 委 員 : 場所の確認ですが、地図の赤線部分の上の方に寄合前橋とありますが、これはマリーナホテル南側の信号機のところでしょうか。
- 事 務 局 : 線の切れ目が新屋町交差点で、マリーナホテルの信号になります。
- 足立晋哉委員 : これを出した場合に、対象となる建物の所有者にどのような対応をされるのでしょうか。
- 事 務 局 : 特に建物の所有者に、こうなりましたという説明をすることまでは考えていません。
- 足立晋哉委員 : この建物をちゃんと管理をしてくれと伝えるのでしょうか。
- 事 務 局 : 区域にある建物の所有者に対して説明するという事は考えていません。
実際のところは、建物の所有者の方から、建物を使わなくなったので別の店舗なり事務所にしたいという相談が多々あるところですが、従来の基準ではなかなか許可ができませんでした。
新しくできた基準では、店舗で許可されたものが例えば事務所に転用できるというものでありまして、今の建物所有者に対して一連に話をするという事は今のところ考えていません。
- 米 村 委 員 : 所有者の方々にとっては有利になると判断すればよろしいですか。
- 事 務 局 : そうということです。
- 足立晋哉委員 : 所有者の方にこうなりましたという案内を出すのでしょうか。そういうことが通じていなかったら意味がないのではないのでしょうか。
- 事 務 局 : この沿線の方々に特定した案内は考えておりませんが、例えば市のホームページ、あるいは県のホームページでこうなったという周知はさせていただきます。
- 足立收平委員 : 相談があったというのは、今の空店舗の所有者からということでしょうか。
- 事 務 局 : 具体的に話があったというわけではございません。
鳥取県が開発許可権者になりますが、いろいろ相談があると伺っています。

米村委員：この区域の人にとって有利になるようですので、是非進めていただき、是非認めていただくようよろしくお願いいたします。

事務局：境港市が案として鳥取県に申出をしまして、最終的に境港市が申し出たとおりで決定になるかということにははっきりしておりません。
最終的には鳥取県の判断で決定となります。

足立収平委員：これは地域全部ということではなく、空店舗だけが対象ですね。

事務局：当然のことながら、新たな店舗を建てるときには従来のとおり制限がかかります。

小椋委員：空店舗を用途変更するとき、どのようなことができるようになりますか。

事務局：資料に列記しておりますが、主なものとしては、従来は通常の事務所、例えば建築事務所などは許可の対象となっておりませんでした。コンビニであるとか床屋さんであるとか日常の生活に必要な最低限の店舗しか認められておりませんでした。

小椋委員：改築や増築など景観面で変わるなどがあるのでしょうか。

事務局：既存の店舗の面積の範囲での増改築は可能です。

小椋委員：ほとんどが内装の変更や外装の変更ということになるのですか。

事務局：それは可能です。
ただし、この地域は景観形成重点区域ですので、これに伴う規制がかかります。

小椋委員：景観形成重点区域が微妙なところで今回の変更エリアに収まっていて、店舗がたくさんある北側は重点区域から外れていると思いますが、重点区域から外れている所と、そうでない所に景観面で差が出るということですか。

事務局：規制上は若干の差が発生します。
景観形成重点区域ですと、あまり派手なものは認められませんが、区域から外れたところについては通常の規制の範囲内でやっていただくことになります。

小椋委員：道路としては繋がっていて、景観がとても良いところで、売りになるところですので、景観法との連携があればいいと思います。

事務局： 定められた区域に限定した規制であり、これを区域外にまで拡大して適用することは難しいと思いますので、今ある制度の中で対応したいと思います。

門脇委員： 実際にこの区域を歩いてみましたが、このエリアの中に墓があったり、空地ですとか、畑をされている方がおられたりしましたが、この区域になぜ墓があるのでしょうか。

事務局： 国道431号沿いに墓が存在しているということですが、本来であれば公営の墓地かお寺でなければ墓を作ることはできません。
これは古来からできていたものです。

足立晋也委員： 墓ができた後に道路ができました。

足立収平委員： 景観形成重点区域内のガソリンスタンドは、色が基準に引っ掛かるのではないかと思います。これは規制される以前にできていたものではないでしょうか。

事務局： 建物の壁の色彩や看板の色彩については、屋外広告物条例の中に基準がありますが、例えば赤の原色を壁一面に使うということは控えることになっていますが、部分的に使うことについては強制力はありません。

景観形成重点区域の規制としましては、例えば周辺の景観と調和した色彩とすること、異なった色調を使用するときはその数を最小限にすることや、他にベースカラーや彩度などの規制はあります。

会長： 他にないようでしたら、これでよろしいでしょうか。

皆さん長時間ありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会させていただきます。

(終了)